

利用可能な申請種別

利用可能な申請種別は以下のとおりです。

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請
- ⑦ ②～④と同時に行う資格外活動許可申請

※①～③の申請は、「特定活動」の在留資格のうち、一部の活動内容の方は対象外です。詳しくは下の表をご確認ください。

※「外交」、「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方又は当該在留資格への変更を希望する方は対象外です。

※⑦の申請は、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に該当する場合に限られます。

利用可能な在留資格（対象範囲）

教授	本邦に所属する機関のある全ての方		
芸術			
宗教			
報道			
法律・会計業務			
医療			
教育			
介護			
文化活動			
公用			
興行			
特定技能	全ての方		
研修			
経営・管理	カテゴリー1, 2又は3の機関に所属する方		
	※カテゴリーについては下記リンクをご参照ください。 掲載されている提出資料の他に追加資料の提出を求めさせていただく場合があります。		
研究	経営・管理	認定	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00088.html
		更新	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00094.html
		変更・取得	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00092.html
技術・人文知識・国際業務	研究	認定	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_09.html
		更新	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_09.html
		変更・取得	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_08.html
企業内転勤	技術・人文知識・国際業務	認定	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html
		更新	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00095.html
		変更・取得	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00093.html
技能	企業内転勤	認定	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_13.html
		更新	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_13.html
		変更・取得	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_12.html
高度専門職	技能	認定	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_nintei10_15.html
		更新	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_15.html
		変更・取得	http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_13.html
高度専門職	活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方		

技能実習 (企業単独型)	全ての方
技能実習 (団体監理型)	全ての方 (※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。)
留学	全ての方
家族滞在	扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方
特定活動	次のそれぞれの告示に掲げる方
	・告示3号(台湾日本関係協会職員及びその家族) 全ての方
	・告示4号(駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族) 全ての方
	・告示6号(アマチュアスポーツ選手) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示7号(アマチュアスポーツ選手の家族) 告示6号の方から扶養を受ける方
	・告示9号(インターンシップ) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示10号(英国人ボランティア) 本邦に所属する機関のある全ての方(※在留期間更新許可申請を除く。)
	・告示12号(サマージョブ) 本邦に所属する機関のある全ての方(※在留期間更新許可申請を除く。)
	・告示15号(国際文化交流) 本邦に所属する機関のある全ての方(※在留期間更新許可申請を除く。)
	・告示16号～24号及び27号～31号等(二国間の経済連携協定(EPA)看護師・介護福祉士関係) 本邦に所属する機関のある全ての方(※在留資格認定証明書交付申請を除く。)
	・告示32号(外国人建設就労者) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示33号(高度専門職外国人の就労する配偶者) 高度専門職の方から扶養を受ける方
	・告示34号(高度専門職外国人又はその配偶者の親) 高度専門職の方から扶養を受ける方
	・告示35号(外国人造船就労者) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示36号(特定研究等活動) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示38号(特定研究等活動家族滞在活動) 告示36号の方から扶養を受ける方
	・告示39号(特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親) 告示36号の方から扶養を受ける方
	・告示42号(製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示46号(本邦大学卒業者(大卒特活)) 本邦に所属する機関のある全ての方
	・告示47号(本邦大学卒業者の配偶者等) 告示46号の方から扶養を受ける方
・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の4第1項に規定する特定家事支援活動 本邦に所属する機関のある全ての方	
・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の5第1項に規定する特定農業支援活動 本邦に所属する機関のある全ての方	
・告示外 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた特例的取扱い(注)	
外交	対象外
短期滞在	対象外

- (注)
- 技能実習生で技能検定等を受検することができないために次段階の技能実習へ移行することができない方
 - 技能実習2号を修了する方で、「特定技能1号」への移行のための準備が整っていない方
 - 「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者、外国人造船就労者、製造業外国従業員)」での在留資格をもって本邦に在留中の者で、
本国への帰国が困難であるため、従前と同一の業務での就労を希望する外国人
 - 「特定活動(インターンシップ、サマージョブ)」での在留資格をもって本邦に在留中の者で、本国への帰国が困難であるため、
従前と同一の受入機関及び業務での就労を希望する外国人
など

(留意事項)
<p>提出資料のファイルがオンラインシステム上に添付できる容量(10MB)を超える場合には郵送又は窓口を持参いただく必要があります。この場合、資料の添付漏れではなく、後日提出いただく予定であることが分かるよう、申請情報入力後に「申請情報一覧画面」から、その旨を記載した申告書(※1)を代わりにアップロードしてください。</p> <p>いずれの場合も、申請受付番号(申請の翌日に送信されるメールに記載されています。)に応じて、提出してください。提出先については、「添付資料 郵送・提出先一覧」(※2)を参照願います。</p> <p>(※1) 参考様式: http://www.moi.go.jp/isa/content/001342851.pdf (※2) 一覧表: http://www.moi.go.jp/isa/content/930002344.xlsx</p>